

## 令和6年度 定期利用保育施設（私立園等）のご案内

定期利用保育事業とは、お子さんの一時的な預かりを最長で1年間の利用ができる保育事業です。私立認可保育所の空きスペースや専用施設で実施します。

### 定期利用保育事業（私立園等）の利用案内

・次の要件をすべて満たす方が対象です

- (1) 杉並区在住で、集団保育が可能な児童
- (2) 保護者が利用開始日（月の初日）現在、就労・疾病などの事由により児童を保育することができず、杉並区から保育の必要性の認定を受けた児童

・利用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日 まで（日曜日、祝日、年末年始は除きます。）

※利用にあたっては施設と利用契約を結ぶ必要があります。

※最長で1年間の利用契約となります。

※令和7年4月以降の継続利用はできません。次年度は改めて申込みが必要となります。

・利用時間

次頁「定期利用保育施設（私立園等）一覧」の各施設の利用時間等欄を参照

※施設により実施日、利用時間が異なります。

利用時間は変更になることもありますので、申込み前に施設にご確認ください。

※保育の実施日や利用時間は、「保育必要量」に基づき利用する保育施設との面談の上決まります。

・月額利用料（給食・おやつ代が含まれます）

4時間以内	:	16,500円
4時間を超え8時間以内	:	28,000円
8時間を超え11時間以内	:	40,000円

・申込方法

利用を希望する各施設に直接申込み

・申込から利用開始までの流れ

- ① 電話等により空き状況等を確認し、面接等の予約をしてください。（9時～17時まで、土・日曜日は除く。）
  - ② その後、面接・健康診断の結果等も考慮した上で利用可否が決まります。
  - ③ 利用曜日・利用時間等を必ず確認したうえで、施設と契約をしてください。
  - ④ 利用料は各施設にお支払いください。
- ※詳細は各施設にお尋ねください。

・施設利用にあたっての留意事項

- 離乳食・幼児食の対応、看護師配置の有無等は各施設にご確認ください。
- アレルギーへの対応等は、面接の際に直接、施設へご相談ください。
- 行事や遠足、延長保育等の提供はありません。
- 本事業は一時的な預かり事業の一環ですので、認可保育所等への入園が決定したものではありません。
- 他の保育施設への入所が決定した場合は、重複しての利用はできません。
- 各施設の利用定員・年齢区分・利用時間等は年度中に変更となる場合があります。

令和6年度 定期利用保育施設（私立園等）一覧

令和6年2月1日時点

区分	施設名 (所在地)	利用定員と年齢区分 (4月1日時点の年齢)				利用時間等 (月～土) 祝日・年末年始は除く	申込み及び問い合わせ先 (運営事業者名)
		0歳	1歳	2歳	合計		
施 専 設 用	保育ルームたんぼぼ (成田東1-40-16)	2名 ※1	4名	4名	10名	8時30分～17時30分 のうち最大9時間まで	電話：03-3311-1426 担当：橋本（ハシモト） NPO法人お年寄りと子どもの家杉並

※1 ただし、満1歳児から